

栗島浦村  
防災情報基盤整備事業  
企画提案書及び見積作成要領

令和4年5月

新潟県栗島浦村

# 企画提案書及び見積作成要領

## 1. 企画提案書(提案概要)

本件の業務に関する基本的な考え方及びに取り組み方針等については、今後の防災情報機器端末との連携も踏まえて以下の分類に沿い、特に配慮した点を含め、提案すること。

### (1) 基本方針

- ① 会社概要
- ② 企業の防災情報基盤整備事業の施工実績
- ③ 企業職員技術者の施工実績
- ④ 企業職員技術者要員等の有資格者数
- ⑤ 本事業に当たっての基本方針
- ⑥ 構築に当たっての基本方針

### (2) 完成期日

令和4年度中(契約日から令和4年12月31日)の完成とする。

## 2. 見積書

企画提案書に記載されている内容の費用等について、以下の分類に沿い見積書を提出すること。

- (1) IP 告知端末展開費
- (2) 地域情報基盤ネットワーク構築費
- (3) 保守・運用費

## 3. プロポーザルの方法

公募型プロポーザルにより、契約候補者を決定する。

## 4. 提案者の要件等

- (1) 提案者の形態は単体企業とする。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に規定する再生手続開始の申立てがあった者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定がされたものを除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に規定

する更生手続開始の申立てがあった者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定がされたものを除く。)でないこと。

- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 提案募集に係る公告の日から契約候補者の選定の日までの期間に、栗島浦村工事請負契約等に係る入札参加停止措置要綱に規定する入札参加停止の期間中の者でないこと。
- (5) 建設業法(昭和 24 年法第 100 号)の規定に基づき、電気工事及び電気通信工事に係る建設業の許可を取得している者で、当該許可を受けてからの営業年数が 3 年以上の者であること。
- (6) 建設業法の規定に基づき、適正な技術者を工事に専任で配置できること。
- (7) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (8) 平成 20 年度以降に、公共施設等に係る同種業務または類似業務を受注し、かつ履行した実績を有する者。

## 5. 審査方法

提出された提案書と見積書について、栗島浦村で組織する審査委員会が選定する。優先交渉権者の選定にあたっては審査委員会が定める審査方法により、総合的に最も優れた提案をした 1 社を選定し、その者を本事業の工事請負契約者の優先交渉権者とする。

## 6. 審査結果

審査結果は、企画提案書を提出したすべての企画提案事業者に通知する。なお、審査結果に関する一切の意義等は受け付けない。

## 7. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、審査委員の合議により失格とする。

- (1) 提出期間経過後に書類の提出があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 企画提案書を提出したものが、審査委員会員又は関係者と本計画に関する接触を求めた場合
- (4) その他、審査員が不相当と認めた場合

## 8. 提出書類

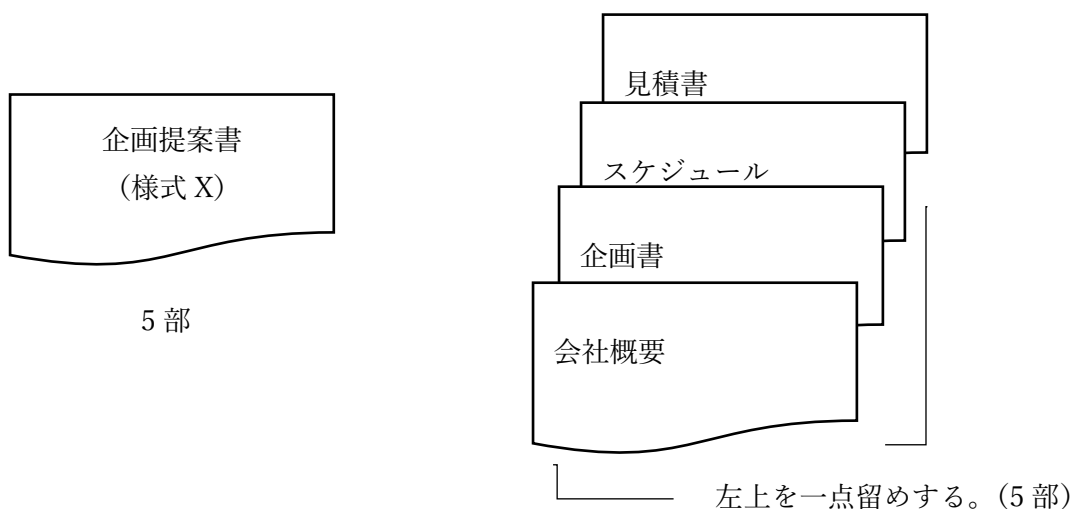
### (1) 企画提案書類の提出

企画提案書については、企画提案書を提出するものが、栗島浦村防災情報基盤整備事業に係わる企画提案書及び見積の提出について、本事業スケジュールに定める日時までに提出するものとする。

- ① 企画提案書
  - ② 見積書
  - ③ 情報基盤整備後のランニングコスト
  - ④ 会社概要(任意様式)
  - ⑤ 企画提案書受領書返信用封筒(持参の場合不要)
- ※送付先明記のうえ切手を貼付する。(140 円切手)

### (2) 提出書類の注意事項

- ① 提出書類はすべて5部とする。
- ② 印刷物とは別にデジタルデータ(PDF 形式)を提出する。(1枚/CD-R 媒体)
- ③ 企画書に下記、参考図を添付すること。  
ア. 全体システム構成図
- ④ 工程表(スケジュール)は契約締結から履行期限までのスケジュールを記述すること。
- ⑤ 企画提案書は原則として A4 判横長型横書きとする。なお、図面等本様式によることが、困難なものについては、この限りではない。
- ⑥ 書類の綴り方  
提出部数をまとめて提出する。  
右上に整理番号を記載



### (3) 共同事業体を取る参加条件

共同事業体で応募する場合は、共同体における応募者の構成員間における責任分担、出資割合、権利義務の譲渡の制限等につき、共同体構成時の協定書に準じた書面を作成し、構成員総員で記名捺印のうえ提出すること。

### (4) 提出方法

提出方法は一括して封筒(指定なし)に入れ、栗島浦村役場まで持参、または書留扱いの郵送(期限までに配達されたものに限る。)で提出する。

なお、本村は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

### (5) 再提出等

提出した書類の再提出、差し替え及び修正は認めないものとする。

## 9. スケジュール

番号	内容	期間
1	募集開始	令和4年5月2日(月曜日) ホームページに掲載
2	質問受付	令和4年5月2日(月曜日)から 令和4年5月13日(金曜日)17時までに電子メール、またはファックスで
3	質問回答	令和4年5月16日(月曜日)
4	プロポーザル参加申込書の提出	令和4年5月10日(火曜日)17時必着
5	プロポーザル参加承認の通知	令和4年5月12日(木曜日)正午までに電子メールで
6	プロポーザル企画提案書の提出	令和4年5月16日(月曜日) 17時必着
7	プレゼンテーション	令和4年5月20日(金曜日)9時から12時
8	企画提案書審査会	令和4年5月20日(金曜日)
9	選定結果の通知	令和4年5月23日(月曜日)
10	契約締結	令和4年5月下旬

## 10. プレゼンテーション方法

- ① プレゼンテーションの場所は粟島浦村議会室とする。
- ② プレゼンテーションの参加は最大 6 名までの入室とする。
- ③ プレゼンテーションで求める内容は企画提案書の表現を補足する。  
追加説明及び、審査委員からの質疑応答とする。
- ④ 持ち時間として、40 分、ヒアリング 20 分以内程度とする。
- ⑤ プレゼンテーションでの説明で提出資料以外の新たな追加説明は認めない。
- ⑥ プレゼンテーションでプロジェクトの使用を認める(写真・イラスト)が、提出資料の範囲内とする。
- ⑦ プレゼンテーション参加に係る費用はすべて企画提案業者負担とする。

## 11. その他

- ① 提案内容に関する照会先を明記すること。
- ② 提出資料作成に係わる費用については、企画提案事業者負担とする。
- ③ 企画提案業者が提出されたすべての資料は、村に帰属するものとし、一切返却しない。
- ④ 本事業で採用した提案内容は、村との協議により変更することがある。
- ⑤ 施工者はプロポーザルで提出した内容で施工を原則とし、真に必要な場合を除き、安易なルート変更や資材変更による変更契約は認めないものとする。
- ⑥ 選定結果等の詳細については公表せず、またその結果等についての異議、質疑等は受け付けない。
- ⑦ 本プロポーザルで知り得た情報は漏洩・並びに他に口外しない事を遵守すること。

## 12. 問い合わせ先

住所：〒958-0061 新潟県岩船郡粟島浦村字日ノ見山 1513-11

電話：0254-55-2111

担当：粟島浦村総務課 本保慎吾

メールアドレス：awa476111s★vill.awashimaura.lg.jp

※メール送付の際は、★を@に変更して送付してください。